

公売

町有財産の公用車などを公売します

建設課が所管する公用車を公売します。車輛の車種および公売方法は、次のとおりです。

- ①ダンプロトラック(三菱)
- ・ダンプ4tディーゼル
- ・昭和63年式 車検切れ
- ②除雪ドーザ(TCM)
- ・タイヤドーザ8t級
- ・昭和50年式

※町章、町名表示の削除・名義変更は購入者の負担。内装、外装は年式に応じた錆び・汚れがありますので、現車を確認してください。

▼公売方法

現車を展示し、その後、入札により最高入札額者と売買契約を締結。代金入金確認後に受け渡しとなります。

▼展示期間・場所

8月17日(月)～19日(水)
役場北側駐車場
午前9時～午後4時

▼質問・問い合わせ期間

8月17日(月)～24日(月)
午前9時～午後4時

※FAX、郵送可

▼入札日・入札場所

8月26日(水) 午前10時
役場3階 正庁A
※時間厳守・郵送不可

▼問い合わせ先

建設課 建設業務
☎(62)21118

◎町ホームページに車輛詳細および写真を掲載しておりますのでご覧ください。

猪高関係

「猪高スキー部の歩み」を作成します

猪苗代高校スキー部のOB有志で組織する、スキー部の歩み編さん実行委員会(阿部敬実行委員長)では、「猪高スキー部60年の歩み」と題した記念誌の作製を決定。現在、秋の発刊に向けて準備を進めているところです。

皆さんのお手元に、ご自分やお子さんがスキー部で頑張っていたころの写真や、猪高スキー部の活躍を記録した写真などがありましたら、ぜひ提供してください。発刊のための寄付金も募集していますので、こちらも併せてお願いします。
詳しくは事務局まで問い合わせてください。

▼実行委員会事務局
猪苗代高等学校 本多 隆
☎(62)3125

▼開催場所 役場3階 日本間
▼猪苗代町行政相談委員
宮沢 重正さん(下館)
☎(66)39995

猪苗代高校同窓会総会を開催します
21年度福島県立猪苗代高等学校同窓会総会を左記により開催します。同窓生の皆さんの出席をお待ちしています。

▼開催日時 9月18日(金)
午後5時30分
▼開催場所 若喜食堂
※総会終了後懇親会を開催
▼会費 4,000円
▼申し込み・問い合わせ先
猪苗代高等学校内 同窓会事務局 ☎(62)3125

○県政相談会
(※県政相談員と共催)
▼開催日時 9月10日(木)
午前10時～午後3時
▼開催場所 役場3階 日本間
▼問い合わせ先
総務課 秘書広報業務
☎(62)21111

募集

ご存知ですか? 9月9日は救急の日

今、目の前で家族が突然倒れたり、あなたは何ができますか。救急車が到着するまで、大切な人の命をつなぎとめるのは、「あなた」の応急手当です。「あなた」の応急手当です。救急の日に伴い、「救急講演会」を開催します。気軽にご参加ください。

▼開催日時 9月11日(金)
午後3時～午後5時
▼開催場所
会津若松ワシントンホテル
①演題「救急講演」(仮題)
日本医科大学救急医学教室
横田 裕行主任教授

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員による相談を実施します。相談は無料で秘密は厳守します。気軽にご相談ください。

○定例相談会
▼開催日時 8月19日(水)、
9月16日(水)
午後1時から午後3時まで

公告

・第28号「公売公告及び見積価格公告」(税務課収納業務)
・第29号「猪苗代農業振興地域整備計画の変更について」(農林課農林業務)
・第30号「農用地利用集積計画について」(農業委員会農地業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれ担当課にお問い合わせください。

掲示板

告示

・第52号「配当計算書の公示送達」(税務課収納業務)
・第53号「猪苗代町最低制限価

格設定等要領の一部を改正する要領」(企画財務課財政業務)
・第54号「猪苗代町総合評価方式指名競争入札試行要領の一部を改正する要領」(企画財務課財政業務)
・第55号「猪苗代町最低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領」(企画財務課財政業務)
・第56号「差押債権充当通知書の公示送達」(税務課収納業務)
・第57号「延滞金督促状の公示送達」(税務課収納業務)
・第58号「国民健康保険被保険

者証無効告示」(町民生活課国保年金業務)
・第59号「公売通知書の公示送達」(税務課収納業務)
・第60号「繰上徴収通知書の公示送達」(税務課収納業務)
・第61号「猪苗代町臨時議会招集」(総務課行政管理局)
・第62号「平成21年度町民税公示送達」(税務課賦課業務)
・第63号「猪苗代町電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱」(総務課行政管理局)
・第64号「猪苗代町功労町民規程」(企画財務課企画調整業務)

家屋の異動があった場合は届け出を

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在、家屋を所有している人に対し課税されます。家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、届け出をお願いします。

●家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されますが、届け出をすると翌年からは課税されません。

○登記されている家屋の場合

該当する家屋の所在地を管轄する法務局で、建物滅失登記をする必要があります。登記が完了すると、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

○未登記家屋または建物滅失登記が遅れる場合

取り壊した家屋の床面積の大小にかかわらず、「家屋異動申告書」を税務課へ提出してください。後ほど、職員が現地を確認します。

●家屋を新築、増築した場合

家屋が完成した年の翌年から課税されます。職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認になります。調査の時間はおよそ1時間30分程度です(床面積の多少により異なります)。

基本的に職員が文書や電話、あるいは直接伺って調査の日程を調整させていただきますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

●家屋の所有者が変わった場合

届け出により取得した年の翌年から課税されます。

○登記されている家屋の場合

法務局で所有権移転登記をすると、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

○未登記家屋または所有権移転登記が遅れる場合

相続や売買などにより所有者が変わった場合は、「家屋異動申告書」を税務課へ提出してください。新たな所有者を確認したうえで、翌年から課税します。

※これらの異動について届け出が無い場合、事実の把握が困難になりますので、必ず届け出をお願いします。

●住宅用地の特例について

家屋の新増築や取り壊しは、住宅用地に対する課税標準の特例に関係することがあります。

※住宅用地に対する課税標準の特例

住宅の敷地に使用されている一画地を住宅用地といいます。住宅用地については、その税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。特例額は次のとおりです。

○小規模住宅用地 住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地。課税標準額は、土地の決定価格の6分の1。

○一般住宅用地 住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地。課税標準額は、土地の決定価格の3分の1。※10倍を超える部分の土地については、住宅用地の適用はありません。

固定資産税の適正な課税のため、毎年4月に送付する課税資産(土地・家屋)明細書を確認し、必ず届け出をお願いします。

登記については、法務局や司法書士、土地家屋調査士にご相談ください。

●問い合わせ先 福島地方法務局若松支局 ☎(27)1501
税務課 賦課業務 ☎(62)2113